３　第一項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる権利が消滅したときにおける譲渡所得の金額の計算については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。この場合において、第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定は、適用しない。

一　配偶者居住権　当該相続又は遺贈により当該配偶者居住権を取得した時において、その時に当該配偶者居住権の目的となつている建物を譲渡したとしたならば当該建物の取得費の額として計算される金額のうちその時における配偶者居住権の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額により当該配偶者居住権を取得したものとし、当該金額から当該配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該配偶者居住権の第三十八条第一項に規定する取得費とする。

二　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利　当該相続又は遺贈により当該権利を取得した時において、その時に当該土地を譲渡したとしたならば当該土地の取得費の額として計算される金額のうちその時における当該権利の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額により当該権利を取得したものとし、当該金額から当該配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該権利の第三十八条第一項に規定する取得費とする。

第六十七条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

２　雑所得を生ずべき業務を行う居住者のうち小規模な業務を行う者として政令で定める要件に該当するもののその年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる。

３　前二項の規定の適用を受けるための手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十条を削る。

第八十一条の見出しを「（寡婦控除）」に改め、同条第一項中「又は寡夫」を削り、同条第二項中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除」に改め、同条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十一条　居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十五万円を控除する。

２　前項の規定による控除は、ひとり親控除という。

第八十五条第一項中「、第八十一条（寡婦（寡夫）控除）又は第八十二条（勤労学生控除）」を「又は第八十条から第八十二条まで（寡婦控除等）」に、「、寡夫」を「、ひとり親」に、「死亡し又は」を「死亡し、又は」に改め、同項ただし書中「親族（扶養親族を除く。以下この項において同じ。）が」及び「親族が」を「子が」に、「第二条第一項第三十号イ又は第三十一号」を「第二条第一項第三十一号イ」に、「親族に」を「子に」に改め、同条第二項中「第二百三条の三第一号ヘ」を「第二百三条の三第一号ト」に改め、同条第三項中「又は第八十一条」を削る。

第八十七条第一項中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除、ひとり親控除」に改める。

第百二十条第三項第二号中「、配偶者特別控除又は扶養控除」を「又は配偶者特別控除」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一項の規定による申告書に、第八十五条第三項の規定による判定をする時の現況において非居住者である親族に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者　扶養控除に係る非居住者である親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類並びに当該非居住者である親族が年齢三十歳以上七十歳未満の者である場合（当該非居住者である親族が障害者である場合を除く。）には第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当する旨を証する書類又は同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類

第百二十条第四項第二号中「又は」を「若しくは」に、「の当該」を「又は社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険法第四十五条第五項（保険医療機関等の診療報酬）に規定する国民健康保険団体連合会の当該」に改め、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該業務に係る収入金額が千万円を超えるものが同項の規定による申告書を提出する場合」を加える。

第百二十一条第一項第二号ロ中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除の額、ひとり親控除」に改める。

第百六十五条第一項中「（障害者控除）、第八十一条」を削り、「（寡婦（寡夫）控除等）」を「（障害者控除等）」に改める。

第百六十六条中「同条第六項中「業務」とあるのは「」を「同条第六項中「山林所得を生ずべき業務」とあるのは「山林所得を生ずべき」に、「限る。）」と、「」を「限る。以下この項において「特定業務」という。）」と、「雑所得を生ずべき業務」とあるのは「雑所得を生ずべき特定業務」と、「業務に」とあるのは「特定業務に」と、「」に改める。

第百八十七条中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第百九十条第二号八中「、寡夫」を「、ひとり親」に、「第七十九条（障害者控除）、第八十一条（寡婦（寡夫）控除）、第八十二条（勤労学生控除）」を「第七十九条から第八十二条まで（障害者控除等）」に、「寡婦（寡夫）控除の」を「寡婦控除の額、ひとり親控除の」に改める。

第百九十四条第一項第二号中「居住者が」を「居住者が」に改め、「、寡婦、寡夫」を削り、「には」を「には」に、「事実」を「事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨」に改め、同項第七号中「若しくは第五号の控除対象扶養親族」及び「又は控除対象扶養親族」を削り、「、その旨」を「その旨並びに第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改め、同条第四項中「次項」を「以下第六項まで」に、「書類」を「書類（当該国外居住親族が同号に規定する控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）」に改め、同条第五項中「事実」の下に「（当該国外居住親族が第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類）」を加え、同条第六項中「書類」の下に「（当該国外居住親族が第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類）」を加える。

第百九十五条第一項中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除の額、ひとり親控除」に改め、同項第四号中「又は控除対象扶養親族」及び「である親族」を削り、「、その旨」を「その旨並びに同号に規定する控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改め、同条第四項中「書類」の下に「（当該記載がされた者が同号の控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）」を加える。

第二百三条の三第一号ハ中「又は寡夫」を削り、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「ホ及びヘ」を「ヘ及びト」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該申告書に当該公的年金等の受給者がひとり親である旨の記載がある場合には、三万円